請願・陳情　文書表

５・３定　　請願第１号

受付年月日	５．　８．１６	付託委員会	子育て文教
提　出　者	●●●

（４）いじめの重大事態にあって，いじめの被害を訴えている子の保護者から，子や自身に対する調査の手法や調査に臨む態度又は調査を担当する適性が著しく不適切との指摘があった場合は，調査を委託する事務を所管する常任委員会は，聞き取り時の録音又は録画したデータを確認した上で，調査委員を罷免するべきか否かについて審議し，出席委員の過半数をもって，調査を委託する事務に対し，所見を述べなければならない。

２　国会及び文部科学省に対し，上記の事項について意見書を提出すること。